

○国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則

平成17年10月3日
規則第1号

最終改正 令和7年3月28日規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）第83条に基づき国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する筑波技術大学（以下「大学」という。）の組織及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第2条 法人は、主たる事務所を茨城県つくば市天久保4丁目3番15に置く。

(目的)

第3条 法人は、筑波技術大学を設置して教育研究を行うことを目的とする。

第2章 役員及び職員

(役員)

第4条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

3 学長の選考及び任期等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

4 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときにはその職務を行う。

5 理事の選考及び任期に関し必要な事項は、別に定める。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(顧問)

第4条の2 法人に顧問を置くことができる。

2 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第5条 法人に、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置く。

2 副学長の選考及び任期に関し必要な事項は、別に定める。

(特命学長特別補佐及び特命学長補佐)

第5条の2 法人に、特命学長特別補佐及び特命学長補佐を置くことができる。

2 特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

- 第5条の3 法人に、教育職員、事務職員、技術職員、医療職員及びその他必要な職員を置く。
- 2 前項の教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法に定めるところにより、それぞれの職務を行うものとする。
- 3 第1項の職員は、学長が任命する。
- 4 職員の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会等

(役員会)

- 第6条 法人に、学長及び理事で構成する役員会を置く。
- 2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

- 第7条 法人に、学長の選考を行うため学長選考・監察会議を置く。
- 2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

- 第8条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

- 第9条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長会議)

- 第10条 法人に、法人の経営及び大学の教育研究に関する重要事項の連絡、調整及び協議する機関として部局長会議を置く。
- 2 部局長会議に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 削除

(室の設置)

- 第12条 法人に、大学改革、監査、評価、FD・SD、広報及びIRに関する事項を専門的に担当させるため、別表1に掲げる室を置く。
- 2 前項の室のほか、学長は必要に応じ、特定の事項を担当させるため臨時に室を置くことができる。
- 3 第1項に掲げる室の組織、室員の任期その他必要な事項は、別に定める。

第4章 大学の組織

第1節 学部等

(学部及び学科)

- 第13条 大学に、次の学部及び学科を置く。

(1) 産業技術学部
産業情報学科，総合デザイン学科

(2) 保健科学部
保健学科，情報システム学科

(3) 共生社会創成学部
共生社会創成学科

2 学部（共生社会創成学部を除く。）の学科に，別表2のとおり講座を置き，その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。

3 学部に，学部長を置き，教授のうちから学長が命ずる。

4 学部に，学部長補佐を置き，当該部の教授のうちから学部長の推薦に基づき，学長が命ずる。

5 学科に，学科長を置き，教授のうちから学長が命ずる。

6 保健学科に，鍼灸学専攻及び理学療法学専攻を置く。

7 産業情報学科に副学科長を，保健学科の各専攻に専攻長を置き，教授のうちから学部長の推薦に基づき，学長が命ずる。

8 学部長，学科長及び専攻長は，当該組織の校務を掌理し，学部長補佐は学部長を，副学科長は学科長を補佐する。

9 学部長，学部長補佐，学科長，専攻長及び副学科長（以下「学部長等」という。）の任期は2年とし，再任を妨げないものとする。

10 学部長等が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（障害者高等教育研究支援センター）

第14条 大学に，聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに，基礎教育の研究と実践を行い，併せて，一般大学等への支援を行う施設として障害者高等教育研究支援センターを置き，必要な教員を置くものとする。

2 障害者高等教育研究支援センターに，センター長を置き，教授のうちから学長が命ずる。

3 障害者高等教育研究支援センターに，副センター長を置き，当該センターの教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。

4 障害者高等教育研究支援センターに関し必要な事項は，別に定める。

第2節 大学院

（研究科及び専攻）

第15条 大学に，大学院技術科学研究科（修士課程）（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に，次の専攻を置く。

(1) 産業技術学専攻

(2) 保健科学専攻

(3) 情報アクセシビリティ専攻

3 研究科の専攻に，別表3のとおり講座を置き，その教育研究に必要な教育職員を置くもの

とする。

- 4 研究科に、研究科長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 5 専攻に、専攻長を置き、学部長及び障害者高等教育研究支援センター長をもって充てる。
- 6 研究科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理する。
- 7 研究科長及び専攻長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3節 学内施設等

(保健管理センター)

第16条 大学に、学生及び職員の健康管理等を行うための施設として保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。
- 3 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第17条 大学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に、館長を置き、教授のうちから学長が命ずる。
- 3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(情報処理通信センター)

第18条 大学に、情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設として情報処理通信センターを置く。

- 2 情報処理通信センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。
- 3 情報処理通信センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。
- 4 情報処理通信センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属東西医学統合医療センター)

第19条 保健科学部に、東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行う施設として附属東西医学統合医療センターを置き、必要な教員を置くものとする。

- 2 附属東西医学統合医療センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。
- 3 附属東西医学統合医療センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流加速センター)

第20条 大学に、学生の海外派遣や受入れ等の国際交流事業の推進、学生のグローバル教育の推進、外国人留学生への支援の充実及び海外の協定校等との教員間の研究交流の推進を図るため、これら国際交流に係る取組を一元的に企画・立案し、機動的かつ効果的に実施していくための組織として、国際交流加速センターを置く。

- 2 国際交流加速センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。
- 3 国際交流加速センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。
- 4 国際交流加速センターに関し必要な事項は、別に定める。

(共生社会創成機構)

第21条 大学に、社会との教育研究に関する共創活動の基盤を強化するための組織として、共生社会創成機構を置き、必要な教員を置くものとする。

2 共生社会創成機構に機構長を置き、理事又は副学長のうちから学長が命ずる。

3 共生社会創成機構に関し必要な事項は、別に定める。

(教職課程センター)

第21条の2 大学に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等に基づき教育職員免許状を取得させるための課程（以下「教職課程」という。）をつかさどる組織として、教職課程センターを置く。

2 教職課程センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

3 教職課程センターに、副センター長を置き、センター長の推薦に基づき学長が命ずる。

4 教職課程センターに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 全学委員会、教授会等

(全学委員会)

第22条 大学の教育研究及び管理運営に関する事項に関し、専門的に審議させるため、別表4に掲げる委員会を置く。

2 前項の委員会のほか、学長は必要に応じ、特定の事項を審議させるため臨時に委員会を置くことができる。

3 第1項に掲げる委員会の組織、委員の任期その他必要な事項は、それぞれ別に定める。

(教授会)

第23条 産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センター並びに研究科の各専攻（以下「学部等」という。）に、それぞれ教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部等の教員会議)

第24条 学部等の教育研究及び管理運営に係る事項を連絡調整するため、教員会議を置く。

2 教員会議は、当該学部等の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手（研究科の各専攻においては、当該専攻の授業を担当するものに限る。）で構成する。

3 学部等の長は、当該教員会議を招集し、議長となる。

4 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を教員会議に出席させ意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第25条 研究科に、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し重要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第25条の2 共生社会創成学部に、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 校舎等の管理

(校舎等の管理)

第26条 学長は、法人及び大学の用に供する建物土地並びにこれらの附属施設の使用に関し、教育及び研究を適正かつ効率的に遂行するため、必要な措置をとるものとする。

2 前項に定めるところにより学長がとる措置に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 事務組織

(事務局)

第27条 法人に、総務、会計（施設を含む。）及び教務等に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 その他

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規則及びこの規則に基づく規程等に定めるもののほか、それぞれの組織に関し必要な事項は、各組織の長が学長と協議のうえ、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から運用する。

(学部長等の任期)

第2条 この規則施行後最初の学部長等の任期については、第13条第8項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

2 第12条及び第19条に定めるこの規則施行後の最初の室員の任期並びに全学委員会委員の任期については、前項と同様とする。

(筑波技術短期大学)

第3条 法人は、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第10条第1項の規定に基づき、及び同条第2項の規定により廃止されるまでの間、筑波技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）を設置するものとする。

2 短期大学部に学長を置き、国立大学法人筑波技術大学長をもって充てる。

3 短期大学部の教育研究組織に関し必要な事項及び学生の修学上必要な事項は、国立大学法人筑波技術大学筑波技術短期大学部学則（平成17年学則第2号）その他関係規程並びに平成17年9月30日において現に適用されていた教育研究組織に関する規程等及び教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行する。ただし、第11条の次に1条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人筑波技術大学名誉教授称号授与規則の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年1月26日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学政策調整会議規程（平成23年規程第39号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この規則は令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第１２条関係）

室の種類
大学戦略室
監査室
評価室
F D ・ S D 企画室
広報室
I R 室

別表２（第１３条関係）

学部名	学科名	講座名
産業技術学部	産業情報学科	情報科学
		システム工学
	総合デザイン学科	総合デザイン学
保健科学部	保健学科	東西統合鍼灸科学
		理学療法学
		東西統合医学
	情報システム学科	情報システム学

別表３（第１５条関係）

研究科名	専攻名	講座名
技術科学研究科	産業技術学専攻	産業情報学
		総合デザイン学
	保健科学専攻	東西統合鍼灸科学
		理学療法学
		東西統合医学
		情報システム学
	情報アクセシビリティ専攻	障害者支援(聴覚障害)学
		障害者支援(視覚障害)学
		手話教育学

別表 4（第 2 2 条関係）

委員会の種類
経営戦略会議
入学試験委員会
個人情報管理委員会
教務委員会
学生委員会
就職委員会
学術・研究委員会
施設環境防災委員会
人権問題等委員会
障害に対する合理的配慮推進委員会
安全衛生委員会
研究倫理委員会
大学院入学試験委員会